

平成19年政策評価の実施に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成17年12月22日国家公安委員会・警察庁長官決定。以下「基本計画」という。）に基づき、平成19年政策評価の実施に関する計画を下記のとおり定める。

記

1 計画期間

この計画の計画期間は、平成19年1月1日から同年12月31日までとする。

2 事後評価の実施に関する計画

基本計画に定めた事後評価の対象としようとする政策のうち、平成19年中に事後評価の対象とする政策及びその具体的な事後評価の方法は、次のとおりである。

(1) 実績評価方式による評価

平成19年においては、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の3に掲げられたもののうち、別添1の基本目標及び業績目標について評価書を作成する。

なお、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の3に掲げられたもののうち、別添2の基本目標及び業績目標について、19年を評価期間とする評価を実施する（評価書の作成は平成20年）。

(2) 事業評価方式による評価

平成19年においては、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の3に掲げられたもののうち「留置施設の整備と留置業務の効率化」について、及び法第7条第2項第3号に該当するものとして選定した「新たな駐車対策法制の導入」について、評価書を作成する。

(3) 総合評価方式による評価

平成19年においては、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の3に掲げられたもののうち、「緊急治安対策プログラムの推進」について、評価書を作成する。

なお、20年においては、法第7条第2項第1号に該当するものとして基本計画第6の3に掲げられたもののうち「警察による国際協力の推進」について、また、21年においては、法第7条第2項第3号に該当するものとして選定した「G8司法内務閣僚会合等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進」について、評価書を作成する。

3 事前評価の実施に関する計画

新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他市民生活や社会経済に与える影響が大きい政策について、随時必要に応じて評価を実施する。

実績評価方式による評価

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策の推進
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動の推進
- 業績目標 3 少年非行防止・保護総合対策の推進
- 業績目標 4 良好な生活環境を保持するための諸対策の推進
- 業績目標 5 経済犯罪・環境犯罪対策の推進

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪に係る捜査の強化
- 業績目標 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化
- 業績目標 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 4 振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 5 科学的な捜査の推進

基本目標 3 組織犯罪対策の推進

- 業績目標 1 暴力団犯罪等被害の防止と回復
- 業績目標 2 暴力団資金源対策の徹底
- 業績目標 3 暴力団等の危険から市民社会を守るための施策の推進
- 業績目標 4 薬物対策の推進
- 業績目標 5 銃器対策の推進
- 業績目標 6 来日外国人犯罪対策の推進

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

～交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けて～

- 業績目標 1 交通安全意識の向上
- 業績目標 2 初心運転者及び高齢運転者に係る施策の推進による交通事故防止
- 業績目標 3 交通秩序の確立
- 業績目標 4 道路交通環境の整備

（注）業績目標 4 の評価の実施に当たっては、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）第 2 条第 1 項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うこととする。

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案の予防鎮圧に向けた的確な警備措置の推進
- 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
- 業績目標 3 警備犯罪取締りの推進
- 業績目標 4 情報収集・分析機能の強化

基本目標 6 犯罪被害者等の支援

- 業績目標 1 犯罪被害給付制度の充実
- 業績目標 2 被害者支援のための環境整備の推進

基本目標 7 情報セキュリティの確保

- 業績目標 1 サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進

基本目標 8 IT を活用した国民の利便性・サービスの向上

- 業績目標 1 警察行政の電子化の推進

実績評価方式による評価

基本目標 1 市民生活の安全と平穩の確保

- 業績目標 1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
- 業績目標 2 地域警察官による街頭活動の更なる推進
- 業績目標 3 少年非行の防止
- 業績目標 4 犯罪等からの少年の保護
- 業績目標 5 良好な生活環境の保持
- 業績目標 6 経済犯罪及び環境犯罪の取締りの推進による良好な経済活動及び自然環境の確保

基本目標 2 犯罪捜査の的確な推進

- 業績目標 1 重要犯罪に係る捜査の強化
- 業績目標 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化
- 業績目標 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
- 業績目標 4 振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化
- 業績目標 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進

基本目標 3 組織犯罪対策の強化

- 業績目標 1 暴力団の存立基盤の弱体化
- 業績目標 2 薬物密輸・密売組織の取締りの強化
- 業績目標 3 暴力団等犯罪組織による銃器犯罪の取締りの強化
- 業績目標 4 来日外国人犯罪対策の強化

基本目標 4 安全かつ快適な交通の確保

～交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けた、歩行者・自転車乗用中死者数の約 2 割減、70 歳以上高齢運転者による交通死亡事故の約 1 割抑止への挑戦～

- 業績目標 1 歩行者・自転車利用者の安全確保
- 業績目標 2 高齢運転者による交通事故の防止
- 業績目標 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
- 業績目標 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
- 業績目標 5 道路交通環境の整備

(注) 業績目標 5 の評価の実施に当たっては、社会資本整備重点計画法(平成 15 年法律第 20 号)第 2 条第 1 項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行うこととする。

基本目標 5 国の公安の維持

- 業績目標 1 重大テロ事案の予防鎮圧
- 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
- 業績目標 3 警備犯罪取締りの的確な実施
- 業績目標 4 グローバルな情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処

基本目標 6 犯罪被害者等の支援の充実

- 業績目標 1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実

基本目標 7 情報セキュリティの確保

- 業績目標 1 サイバー空間の安全確保

基本目標 8 IT を活用した国民の利便性・サービスの向上

- 業績目標 1 警察行政の電子化の推進